

# 総会議事録

令和5年2月

令和5年2月10日(金)開催

宮津市農業委員会

# 宮津市農業委員会定例総会議事録

会 期 令和5年2月10日(金)  
開 会 午前9時30分、閉 会 午前9時48分  
場 所 宮津市中央公民館 大会議室

## 農業委員

出席 今中 睦美、宇野 由美子、和久田 二三代、久保添 公哉、  
関野 掲司、宮崎 健治、宮崎 正之、山田 正明、松本 聡、  
吉田 雅典、吉田 進、小山 有美恵、細井 康、石田 弘司

14名

欠席 なし

## 農地利用最適化推進委員

出席 酒井 義浩、細見 秀史、宮前 善有、糸井 久和、瀬戸 享明  
溝口 喜順、垣根 敏孝、荻野 雅章

8名

欠席 平野 信也、和田 隆

2名

事務局 事務局長 小西 正樹、主任 内藤 進介

## 議事日程

- 日程第1 議事録署名委員の指名
- 日程第2 議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請に係る意見について
- 日程第3 議案第5号 非農地証明交付申請の承認について
- 日程第4 議案第6号 農用地利用集積計画(利用権設定)の決定等について

〔関野会長〕 ただ今から、令和5年2月定例総会を開会いたします。

本日の出席者は23名中22名です。欠席は平野委員の1名です。よって総会は成立いたします。それでは、日程第1、議事録署名委員の指名を行います。山田委員、松本委員にお願いいたします。

次に日程第2、議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請に係る意見について」を議題とします。事務局より提案説明をお願いします。

〔内藤主任〕 失礼いたします。お手元の資料の3頁を御覧ください。議案第4号になります。「農地法第4条の規定による、許可申請に係る意見について」下記の申請人より、農地法第4条第1項の規定による許可申請があったことについて意見を求めます。1件ございます。

農地の所在は大字上司※※番、登記簿地目は畑で面積は※※㎡です。申請人及び土地の所有者は※※にお住まいの※※様です。転用目的は露天駐車場を整備するためです。備考の覧になりますが、申請代理人※※様からの申請となっております。具体の場所につきましては4頁に地図と現地写真を添付しております。上の地図ですが、位置的には国道から旧にしがき栗田店の交差点を上司側に入り、海側の市道沿い集落の中程の住宅地となっております。その下が現地写真になります。点線で囲まれた部分が申請の農地となっております。写真のとおり何年も耕作はされていないとのことで、以前からこの土地の所有者や近所の住人が臨時的に親類の帰省や来客用の駐車スペースとして利用していたそうですが、今回転用申請をされて正式に露天駐車場として利用したいとのことでした。計画では進入路を含め車両を4台駐車する予定ですが、既に造成としては整っていることから砕石を敷く程度の工事ということでした。

次の5頁に本案件に係る意見書を添付しております。申請に係る土地、事業計画、農地の区分を確認しております。意見書の中ほどにあります適当の文字に丸囲みしてあります所ですが、1番の農地の区分と転用目的ですがこちらは住宅地の中に位置し周辺地域が宅地の占める割合が40%を超えることから、農地の区分としましては第3種農地に該当します。また、書類の下の方になりますが農業振興地域、農用地区分の所ですが、この地域は農業振興地域内となっておりますが農用地につきましては区域外となっておりますので転用は可能な農地となっております。書類の中程に戻っていただきまして2番の資力及び信用につきましては、残高証明及び融資予定証明書により確認しており、4番、7番につきましても提出された計画書より確認を行っております。また9番の周辺農地等への影響につきましては、隣接地に耕作されている農地はなく雨水につきましては既設の側溝への排水で対応することを確認しております。議案第4号に係る説明は以上となります。御審議を賜りますようお願いいたします。

〔関野会長〕 ただ今の事務局の説明に関連して、地区担当委員の宮崎健治委員から補足説明をお願いします。

〔宮崎健治委員〕 申請の農地につきましては去る1月30日に宮前推進委員及び事務局同行で現地確認を行いました。事務局の説明にもありましたが申請の農地は民家に囲まれた土地で何年も耕作されていない状況でした。近所の方が時々車

を駐車しているとのことでした。周囲に耕作している農地はなく、転用を行っても周囲に影響は無い物と考えますので許可して問題ないと判断いたしました。以上です。

〔関野会長〕 これより、議案第4号について質疑に入ります。御意見等のある方は挙手願います。

(意見なし)

〔関野会長〕 異議なしと認め、議案第4号については許可してよろしいか。

(委員の賛成)

〔関野会長〕 議案第4号については、許可相当の意見を付し京都府へ進達します。次に日程第3、議案第5号「非農地証明交付申請の承認について」を議題とします。事務局より提案説明をお願いします。

〔内藤主任〕 6頁をお願いします。議案5号になります。「非農地証明交付申請の承認について」下記の申請人より非農地証明交付申請があったことについて議決を求めます。1件ございます。

土地の所在につきましては大字江尻※※番、登記地目は畑で面積は※※㎡となっております。土地の所有者は※※にお住まいの※※様、非農地の事由につきましては昭和50年頃から耕作していないということです。備考の覧ですが申請代理人※※様からの申請となっております。具体の場所につきましては、7頁に地図を添付しております。位置的には天橋立の付根に当たる天橋自治会の集落となっております。天橋公会堂のすぐ隣となっております。地図の下が現地写真となっております。写真に写っております民家の敷地が申請の土地となっております。この住宅は昭和50年に建築されておりその頃から耕作はされていないとのことでした。なお農地に住宅が建っていることから違法転用の状態となっておりますが、建築から20年以上が経過している理由で始末書などの提出は求めておりません。資料により御確認をお願いします。議案第5号に係る説明は以上となります。御審議を賜われますようよろしくお願いいたします。

〔関野会長〕 ただ今の事務局の説明に関連して、地区担当の吉田雅典委員から補足説明をお願いします。

〔吉田雅典委員〕 申請の農地につきましては、去る2月1日に事務局と現地確認を行いましたので報告いたします。現地の写真は7頁になります。事務局の説明でもありましたが、申請の農地は写真のとおり面積の大部分が建物の敷地となっており現状ではここを農地として利用することは不可能であります。つきましては、農地は非農地であると判断しました。 以上です。

〔関野会長〕 これより、議案第5号について質疑に入ります。御意見、御質問のある方は挙手願います。

(意見なし)

〔関野会長〕 異議なしと認め、議案第5号については、承認してよろしいか。

(委員の賛成)

〔関野会長〕 議案第5号については、承認とします。次に日程4、議案第6号「農用地利用集積計画（利用権設定）の決定等について」を議題とします。配付資料にありますとおり、議案第6号の当事者となります私関野、吉田進委員、瀬戸委員はここで一旦退席させていただき、職務代理者であります今中委員に進行をお願いしたいと思います。

(関係委員の退席)

〔今中委員〕 それでは、宮津市農業委員会規程第3条の規定によりまして、会長に代わり議事を進行させていただきます。皆さんの御協力をよろしくお願いいたします。事務局より提案説明をお願いします。

〔内藤主任〕 資料の8頁をお願いします。議案第6号「農用地利用集積計画（利用権設定）の決定等について」になります。中間管理機構を介した利用権設定が231件、貸手と借手が直接契約を行う相対での利用権設定が20件ございます。

件数が多いことから整理のため右端あります8-1というように、枝番方式の頁の表記となっております。初めに8-1頁から8-91頁までが中間管理機構を介した利用権設定となっております、貸手と借手が先に決定しておりますので一括方式での提案となっております。この内1番から8-72頁の188番までが日置地区となっております。

吉田委員並びに瀬戸推進員が中心となり協議会を立ち上げられ、中間管理事業に取り組みられた日置の農地となっております。トータル筆数は343筆で面積は※※㎡、※※ha余りになりますが、地権者は94名余り、耕作者は59名となっております。次に8-73頁の189番から8-91頁の231番までの42件が須津地区となっております。こちらにつきましても糸井委員を中心に集積の調整を進めていただき利用権設定されたもので、トータル筆数は93筆、面積は※※㎡で約※※ha、地権者は36名余りで耕作者は13名となっております。貸借期間は231件の全てについてはいずれも6年で、公告日は令和5年2月20日となっております。なお9頁以降に専決報告の案件がこちらも枝番で12頁あり、合意解約が91件掲載されておりますが、これは今提案説明の利用権設定に係る切替えのための解約となっておりますので申し添えさせていただきます。

次の8-92頁の1番から8-98頁20番までが貸手と借手が直接契約を行う利用権設定となっております。この内、1番につきましては随時の新規設定であり、耕作者の※※様につきましてはこの後事務連絡で報告があります新規認定農業者となっております。貸借期間は10年で公告日は令和5年2月20日となっております。次の2番から8-98頁の20番までが令和5年4月14日に貸借期間の満期を迎えます農地の一斉更新の利用権設定となっております。今回の2月総会の受付期限までに事務局へ提出された19件を掲載しております。なお締切後も届出を受けておりますので、この分は翌月送りとなり3月以降にも同様の契約更新の案件を予定しております。貸借期間はおのおの異なりますが、公告日は統一で令和5年4月15日となっております。詳細につきましては、資料により御確認をお願いいたします。議案第6号に係る説明は以上となります。御審議を賜りますようお願いいたします。

[今中委員] これより議案第6号について質疑に入ります。何か御意見等ございませんか。

(意見なし)

[今中委員] 異議なしと認め、議案第6号については決定することとしてよろしいか。

(委員の賛成)

[今中委員] それでは議案第6号については決定とさせていただきます。一時退席いただいた委員に再入室いただくようお願いいたします。

(関係委員の再入室)

〔関野会長〕 今中委員ありがとうございました。

以上で議事日程は全て終了いたしました。議案書の最後の頁に先の役員会で行われました専決報告の一覧を添付しております。御質問がございましたら会議終了後に事務局までお願いいたします。

官津市農業委員会会議規則(平成8年農委規則第1号)第16条第2項の規定により署名する。

会 長 関野 掲司

委 員 山田 正明

委 員 松本 聡

記 録 者 小西 正樹